

令和元～4年度

宮崎県社会教育委員会議提言書

「生涯学習の視点に立った社会教育の在り方」

宮崎県社会教育委員会議

はじめに

現在の社会は、新型コロナウイルス感染症の流行をはじめ、多発する自然災害など、予測がきわめて困難な状況に直面しており、私たちの生活は大きな変化や対応が必要となってきております。

しかし、どのような状況下にあっても、次代を創っていくのは「人」であり、様々なつながりの中で、学びと活動が次々と生まれ、人や地域が成長していく、生涯学習・社会教育の意義は失われてはなりません。

平成29・30年度の本会議では、本県の課題解決のために、「人々の暮らしと地域の発展に貢献する宮崎の社会教育～地域課題を解決するプラットフォームの創造～」というテーマで審議が行われました。その中では、これからの社会教育の学びにおいて重要な取組や、地域の様々な機関や団体が、連携・協働して取り組む体制づくりのためのプラットフォームづくりにおける行政の役割について提言してきました。

今後は、それらに加えて、このような予測不能な時代だからこそ、子どもから大人まで、県民一人一人がそれぞれのライフステージに合わせて、主体的に学びを求め、豊かな生活につなげることができるように、生涯学習の視点から社会教育について考えていく必要があります。

そこで、今期の提言では、「生涯学習の視点に立った社会教育の在り方」について審議を重ね、「地域ぐるみでつながる《連携・協働》」「学びを広げる《取組拡大》」「多様な価値観に気付き、行動する《啓発》」という3つの観点から提言しております。そのことで、今後さらに地域の様々な機関や団体がつながり、幅広いライフステージで様々な場や機会を通じた学びを展開する中で、県民一人一人が生き生きと活躍しながら、心豊かに暮らすことのできる社会を構築することができればと考えております。

この4年間でまとめた提言が、これからの県や市町村の社会教育行政としての施策や社会教育に携わる皆様方の取組に役立つことを期待しております。

宮崎県社会教育委員会議
議長 井崎 高信

令和元～4年度 宮崎県社会教育委員会議提言書
「生涯学習の視点に立った社会教育の在り方」

目次

I	提言に至る現代社会の現状	
1	社会的背景	1
2	国の動向	1
3	県の動向	3
II	提言（概要）	
1	今期の社会教育委員会議の審議テーマ	4
2	めざす社会の姿	4
3	提言	4
(1)	提言1 地域ぐるみでつながる《連携・協働》	4
(2)	提言2 学びを広げる《取組拡大》	5
(3)	提言3 多様な価値観に気付き、行動する《啓発》	5
III	提言（具体的な内容）	
1	提言1 「地域ぐるみでつながる《連携・協働》」	6
(1)	地域学校協働本部の整備、及びコミュニティ・スクール（CS）との一体的推進	6
(2)	地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の育成	7
2	提言2 「学びを広げる《取組拡大》」	9
(1)	学ぶための手段の多様化への対応	9
(2)	社会教育施設の活用促進	10
(3)	読書県づくり	11
3	提言3 「多様な価値観に気付き、行動する《啓発》」	12
(1)	地域ぐるみの家庭教育支援	12
(2)	共生社会の構築	13
IV	参考資料	
1	今期の社会教育委員会議審議経過	14
2	宮崎県社会教育委員名簿	15
3	これまでの提言の推移	17
4	参考文献	18

I 提言に至る現代社会の現状

I 社会的背景

現在、我が国はきわめて予測不可能な状況に直面している。

※1 人生100年時代といわれる中、令和4年4月1日の民法改正による成年年齢の18歳への引き下げに伴い、若い世代の主権者意識の涵養も重要になってきている。また、高齢者に至っては、高年齢者雇用安定法の一部改正により、70歳までの就業機会の確保も図られ、高齢者ならではの活躍の場があり、元気に暮らせる社会をつくることが求められている。

さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時期は学校の休校措置や社会教育施設の休館など、他との接触を避けようという動きから、「つどう」ことが難しくなっていた。また、日常活動が制限される等、県民の学びに対する機運の停滞とともに、人間関係の希薄化が懸念される事態も見られた。しかし、徐々に感染対策の徹底やリモートワーク等で、日常生活の制限が緩和され、ウィズコロナ社会の新しい生活様式が進められている。

また、※2 Society5.0の到来や※3 DXの実現に伴う情報通信技術の効果的な活用により、オンライン又は対面とオンラインの併用によるハイブリッド型の会議や、研修会等も見られるようになり、多様なつながり方の可能性も出てきている。

他にも、人工知能であるAIなど技術革新の急速な進展や頻発する自然災害、グローバル化による価値観の多様化なども挙げられる。

このような様々な変化のある現状に県民一人一人が対応していくためには、自分事として課題を捉え、それぞれのライフステージに合わせて、主体的に学びを求め、生かすとともに、これまでも増して人々がつながりを持ちながら、豊かな生活につなげることができるよう努めていく必要がある。

2 国の動向

令和2年9月に「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」が取りまとめられた。新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりや充実に向けて、新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり、課題解決に向けて、共に学び合ったりする機会の充実や、「誰一人として取り残さない」※4 包摂的な社会の実現のために、様々な人たちに必要な学びの機会を設けることが重要であるとしている。そして、その方策として、次ページの5点を挙げている。

※1 「人生100年時代」

長寿命化によって人生が100年という長い期間になるという考え方。2007年に日本で生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推計されている。(人生100年時代構想会議)

※2 「Society(ソサエティ)5.0」

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的問題の解決を両立する人間中心の社会。

※3 「DX(デジタルトランスフォーメーション)」

デジタル技術を活用して、人々の生活をよりよいものに変革すること。

※4 「包摂的な社会」

全ての人が地域社会の中で支え合いながら活躍の機会を得、自らの能力を発揮できる社会。

- ① 学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用
 - ・ ※5 社会教育士の取組事例や成果を具体的に紹介し、多様な場での活躍を促進していくこと。
 - ・ 多様な人材が社会教育主事講習を受講できるよう、オンライン等による受講機会の確保などの条件整備が求められる。
- ② 新しい技術を活用した「つながり」の拡大
 - ・ ※6 MOOCや※7 放送大学などの積極的な活用をこれまで以上に推進していくこと。
 - ・ 社会教育施設におけるICT環境の整備推進のため、既存財源の活用や企業との協同等の創意工夫を凝らした取組を促進すること。
 - ・ ※8 デジタル・ディバイド解消のため、社会教育施設等での※9 ICTリテラシーを身に付ける学習機会を充実すること。
- ③ 学びと活動の循環・拡大
 - ・ 生涯学習の分野におけるICT等を活用した学習履歴の可視化について推進方策を検討すること。
 - ・ より多くの人たちが自主的に学びの活動に参画するような工夫として、ボランティア活動をポイント化し、それを地域での購買や学校等への寄附に利用できるようにするといった特色のある取組を推進していくこと。
- ④ 個人の成長と社会の発展につながる※10 リカレント教育の推進
 - ・ 大学や専門学校等と産業界が連携した実践的な教育プログラムを開発・拡充すること。
 - ・ 大学や専門学校等における遠隔授業のリカレント教育への活用を積極的に推進すること。
- ⑤ 各地の優れた取組の支援と全国展開
 - ・ 先進的な事例等のわかりやすい形での情報提供や、関係者がノウハウ等を共有する機会を充実すること。

【「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」より引用】

※5 「社会教育士」

令和2年から名乗れるようになった称号。もともと、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程を修了し、有資格者となったとしても、県や市町村から「社会教育主事」を発令されなければ「社会教育主事」を名乗ることができなかったが、令和2年以降、定められた科目を修了すれば、発令がなくても「社会教育士」を名乗ることができるようになった。

※6 「MOOC(Massive Open Online Course)」

インターネット等を通じ、誰もが無償(または安価)で受講できる講義のこと。大人数の受講者を対象としており、受講者は講義ビデオなどを使って学習を進める。

※7 「放送大学」

文部科学省・総務省所轄の通信制大学で、「大学卒業(学位取得)」「教養を身に付ける」「興味のある分野を学ぶ」「資格のための単位取得」など、様々な目的で学べる正規の大学。

※8 「デジタル・ディバイド」

ICT機器を利用できる者とできない者の格差。

※9 「ICTリテラシー」

ICTを正しく適切に利用、活用できる力。

※10 「リカレント教育」

学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返す教育。

さらに、第11期中央教育審議会生涯学習分科会においては、一人一人の可能性が最大限に引き出され、「ウェルビーイング」の実現や、その基盤となる地域コミュニティに着目した施策展開、誰もが恩恵を享受できるデジタル化の実現等、生涯学習・社会教育が果たす役割についての審議が進められている。

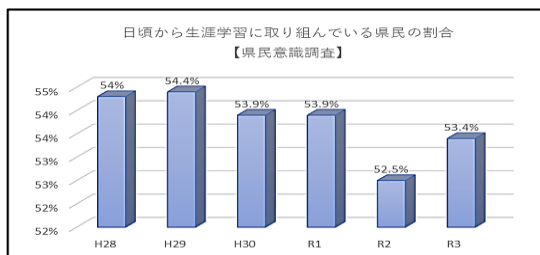
3 県の動向

本県は、西暦2000年以降の人口減少に伴い、全国平均より5年ほど早く高齢化が進んでいる。大学進学や就職等による若年層の人口流出が続けば、今後の地域社会の存続も危惧される。こうした現状の中、県は、これからの時代に即した「新しいゆたかさ」を発信していく必要から、平成23年度に「未来みやざき創造プラン」を策定した。基本目標「未来を築く新しい『ゆたかさ』への挑戦」を掲げ、将来像として、「地域や人のゆたかな絆の中で、みんなが持てる力を発揮し、生き生きと活動する社会（人づくり）」、「安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会（くらしづくり）」を目指した計画が進行している。

宮崎県教育委員会においては、部門別計画「宮崎県教育振興基本計画」を策定している。その基本目標の一つに「県民が生涯を通じて学び、教育に参画する社会づくりの推進」を掲げ、施策を進めている。また、施策に係る県民の意識を数値化し、計画の実効性を高めている。

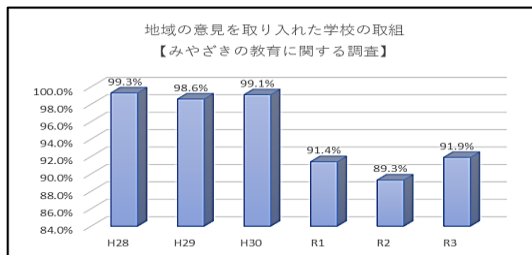
以下は、本提言に至るもととなった意識調査の結果である。

○ 日頃から生涯学習に取り組んでいる県民の割合



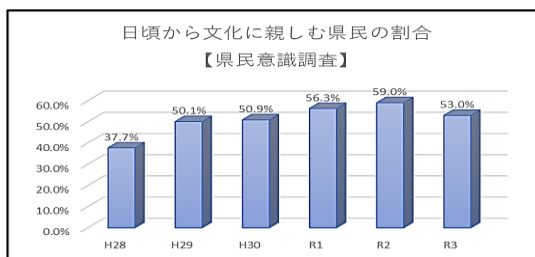
5割程度の県民が、「取り組んでいる」と回答している。しかし、生涯学習への意識の推移は横ばいの状態であり、十分に浸透しているとは言えない。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大以降は若干減少傾向にある。

○ 地域の意見を取り入れた学校の取組



9割を超える学校が、「地域の意見を取り入れている」と回答している。地域と連携しようとする学校の意識は高いことが分かる。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降は、10ポイントほど減少している。

○ 日頃から文化に親しむ県民の割合



5割程度の県民が「親しむ」と回答している。しかし、横ばいの状態であり、十分に浸透しているとは言えない。

※11 「ウェルビーイング」

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福も含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

II 提言（概要）

1 今期の社会教育委員会議の審議テーマ

「社会教育」とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な活動であり、実際に地域の実態に応じて、行政はもとより、社会教育施設やNPO、企業など、多様な活動団体が様々な教育活動を行っている。

「I 提言に至る現代社会の現状」でも述べたように、急激に社会構造が変化している中で、今後必要な教育の在り方を考えた時、教育基本法で規定されているように、「個々の要望からの学び」や「社会の要請から必要に迫られた学び」の両側面から促される「社会教育」による学びは非常に重要である。

そして、その成果を個人の生活や地域での活動を通じ、より豊かに生かすことができる社会につなげていくためには、「子どもから大人までの学びのつながり」「学びの循環」等、人々が一生涯を見据えて、様々な場や機会ですpontaneousに行う学習、つまり「生涯学習」の視点から社会教育を考えていく必要がある。そこで、今期の宮崎県社会教育委員会議の審議テーマは、「生涯学習の視点に立った社会教育の在り方」と設定し、審議を進め、以下の「めざす社会の姿」及び「3つの提言」を行うこととした。

2 めざす社会の姿

地域社会は人と人の集まりで形成されており、様々な課題を話し合いにより克服してきた。本会議においての「学び」とは、単に「知識」や「情報」等を習得することだけでなく、集団の中での個人の成長を期待している。また、他者と認め合うことで、自己肯定感や幸福感、地域の中でつながる意識が醸成され、さらにライフステージに応じた行動力につながっていくものと考えている。

これに加えて、近年の社会的背景及び、国や県の動向を踏まえ、これからの「生涯学習の視点に立った社会教育の在り方」について考えていくとき、県民が「いつでも」「どこでも」「誰でも」「自分らしく」、地域と「つながり」をもちながら、生涯を通じて持続的に「学べる」社会の実現をめざすことが重要であると考えている。

3 提言

(1) 提言Ⅰ 地域ぐるみでつながる《連携・協働》

生涯学習の視点に立った社会教育を考える上で、「県民一人一人が生涯を通じて持続的に学ぶことができる社会」の実現のためには、地域住民や地域づくりに関わる団体と学校が社会教育と学校教育という領域を越え、連携・協働していくための教育体制を一層充実させていくことが望まれる。

そのためには、地域の実態を踏まえ、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動^{※12}（地域学校協働活動）を推進していく上で要となる地域学校協働本部の整備、及びコミュニティ・スクール（CS）との一体的推進^{※14}が重要である。

また、地域学校協働活動（本部）とCSを一体的に推進する中で、地域住民や社会教育関係団体等とネットワークをつくり、コーディネートする「地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の育成」を図る必要がある。

(2) 提言2 学びを広げる《取組拡大》

提言1を踏まえ、生涯学習の視点に立った社会教育をさらに充実したものとす
るためには、学びを求める側が学びを広げていくための選択肢を増やしていくこ
とが大切である。そして、そうしたライフステージごとの「個々の学び」が積み重
なり、「一生につながる学び」の一端を担っていくことが重要となってくる。

そのためには、「学ぶための手段の多様化への対応」や「社会教育施設の活用
促進」^{※16}、「読書県づくり」を進めていく必要がある。

(3) 提言3 多様な価値観に気付き、行動する《啓発》

提言1・2を踏まえ、生涯学習の視点に立った社会教育を推進していくための
基盤として、地域の担い手である幅広い世代の地域住民が主体的に生涯学習・社
会教育へ参加、参画するための意識の高揚が必要である。

そのためには、地域住民が多様な価値観に気付き、自発的な行動につなげるこ
とができるような生涯学習・社会教育の取組の啓発が重要である。

特に、宮崎県家庭教育支援条例の周知を含めた「地域ぐるみの家庭教育支援」
や「共生社会の構築」^{※17}を進めていく必要がある。

※12 「地域学校協働活動」

地域の高齢者、成人、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を
得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、
地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動である。

※13 「地域学校協働本部」

従来の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、
地域の子どものために目的や活動に応じて、関係する団体等と緩やかなネットワークを形成する組
織・体制。

※14 「コミュニティ・スクール（CS）」

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「学校運営協議会（学校と地域住民等が力を
合わせて学校の運営に取り組む仕組み）」を設置している学校。

※15 「社会教育関係団体」

社会教育法では、「法人である与否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行
うことを主たる目的とするもの。」と定義される。具体的には、宮崎県では、宮崎県PTA連合会、宮崎
県高等学校PTA連合会、宮崎県立特別支援学校PTA連絡協議会、日本ボーイスカウト宮崎連盟、一
般社団法人ガールスカウト宮崎県連盟、一般社団法人宮崎県子ども会育成連絡協議会、宮崎県地域婦人
連絡協議会、宮崎県青年団協議会、宮崎県公民館連合会等。

※16 「社会教育施設」

社会教育法では、「社会教育の奨励に必要な施設」と定義されており、公民館をはじめ、図書館、博物
館（美術館も含む）、青少年教育施設、婦人教育施設、視聴覚センター等がある。

※17 「共生社会」

年齢や障害の有無、性別等にかかわらず、皆が安全に安心して暮らせる社会。

Ⅲ 提言（具体的な内容）

Ⅰ 提言Ⅰ「地域ぐるみでつながる《連携・協働》」

（概要の再掲）

生涯学習の視点に立った社会教育を考える上で、「県民一人一人が生涯を通じて持続的に学ぶことができる社会」の実現のためには、地域住民や地域づくりに関わる団体と学校が社会教育と学校教育という領域を越え、連携・協働していくための教育体制を一層充実させていくことが望まれる。

そのためには、地域の実態を踏まえ、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（地域学校協働活動）を推進していく上で要となる地域学校協働本部の整備、及び本部とコミュニティ・スクール（CS）との一体的推進が重要である。

また、地域学校協働活動（本部）とCSを一体的に推進する中で、地域住民や社会教育関係団体等とネットワークをつくり、コーディネートする「地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の育成」を図る必要がある。

（Ⅰ） 地域学校協働本部の整備、及びコミュニティ・スクール（CS）との一体的推進

本県では近年、地域学校協働活動（本部）とコミュニティ・スクール（CS）の一体的推進（以下「一体的推進」）の在り方を検討する研修会における、市町村間の取組みの共有により、地域学校協働本部の整備や、コミュニティ・スクールの導入を進める市町村が増えてきた。また、各教育事務所に配置している連携推進アドバイザーによる市町村訪問を通じた相談支援が市町村の体制整備や普及啓発につながっている。

しかし、地域によっては、一体的推進に関する理解や効果的な運用について、取組みに差がある。

そこで、県教育委員会においては、地域住民及び学校職員への一体的推進に対する理解を促進するとともに、今後目指すべき地域づくりや、学校づくりの方向性を共有し、学校や行政、社会教育関係団体、企業、NPO等の強みを生かした活動の活性化が図れるように積極的な研修会等での働きかけや情報提供等を行う。さらに、市町村に対しては、地域の実態に応じた地域学校協働本部が整備できるように支援を継続していく必要がある。

【具体的な方策】

○ 地域住民及び学校職員への一体的推進に対する理解を促進する。

- ・ 「地域学校協働活動（本部）」と「コミュニティ・スクール（CS）」の一体的推進に関する取組みについて地域住民への周知の場の設定
- ・ 地域の実態に応じ、「どのような子ども達を育てたいのか」「どんな地域にしていくのか」等の話し合いの場の設定

- 学校や行政、社会教育関係団体、企業、NPO等の強みを生かした活動の活性化を図る。

- ・ 目的に応じて、組織間で役割を分担し、事業を展開
- ・ 各団体の活動の魅力を発信すると共に、同様の活動をしている団体間の情報共有及び連携
- ・ 連携を円滑に進めるための組織内の人材確保
- ・ 学校における「社会に開かれた教育課程」の実現と、地域の教育資源の効果的な活用
- ・ 児童・生徒が地域課題について関心をもち、地域住民と共に解決していくことができるような活動の推進

- 地域の実態に応じた地域学校協働本部が整備できるように支援する。

- ・ 地域学校協働本部の3要素の周知
 - コーディネート機能（地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割）
 - 多様な活動（より多くの住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
 - 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的な実施）

(2) 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の育成

地域学校協働活動（本部）とコミュニティ・スクール（CS）の一体的推進（以下「一体的推進」）にあたっては、地域と学校をつなぐとともに、地域学校協働活動とコミュニティ・スクール（CS）を一体的に推進するための知見を有する人材（コーディネーター）の存在は不可欠であるため、資質向上を目的とした研修会を継続して実施する必要がある。

県教育委員会においては、今後、コーディネーターが有する人材や団体とのネットワークをうまく機能させるとともに、地域学校協働活動推進員の役割や資質といった人材の登用に係る指針を明確に示したり、コーディネーター間の連携・強化を図ったりすることが求められる。また、市町村にも同様の取組みを推進し、かつ行政・学校・地域をつなぐ専門的知見を有する者の活用を促す必要がある。

【具体的な方策】

- 人材の登用に係る指針を明確にする。

- 《コーディネーターの役割》
 - ・ 学校や地域住民、関係者の連絡・調整や地域学校協働活動のコーディネート
 - ・ 地域ボランティアの募集・確保
 - ・ 地域学校協働本部の事務処理
 - ・ 地域住民への情報提供・助言・活動促進
 - ・ 学校運営協議会における地域学校協働活動に関する協議の推進
- 《コーディネーターとして望まれる人材》
 - ・ 地域学校協働活動に対する熱意と見識、深い関心と理解がある人
 - ・ 地域の住民、団体、機関をよく理解している人
 - ・ 学校の実情や教育方針への理解がある人
 - ・ 活動を円滑に進めるためのコミュニケーション能力が高く、人と人、人と情報をつなげられる人

○ コーディネーター間の連携・強化を図る。

- ・ 地域コーディネーターを対象とした研修会の実施
- ・ 地域学校協働本部における実践事例の情報提供

○ 市町村に行政・学校・地域をつなぐ専門的知見を有する者の活用を促す。

- ・ 社会教育士の資格を有する職員の増加
- ・ 社会教育主事や公民館主事等の役職への配置の促進
- ・ 講習等で得た学びを地域で伝え、地域の中で互いに学び、高め合う機会の設定

2 提言2「学びを広げる《取組拡大》」

(概要の再掲)

提言1を踏まえ、生涯学習の視点に立った社会教育をさらに充実したものとするためには、学びを求める側が学びを広げていくための選択肢を増やしていくことが大切である。そして、そうしたライフステージごとの「個々の学び」が積み重なり、「一生につながる学び」の一端を担っていくことが重要となってくる。

そのためには、「学ぶための手段の多様化への対応」や「社会教育施設の活用促進」「読書県づくり」を進めていく必要がある。

(1) 学ぶための手段の多様化への対応

「I 提言に至る現代社会の現状」の「I 社会的背景」でも述べたように、近年ICT技術の効果的な活用により、学び手による多様なつながり方ができるようになった。

県民が一生涯を通じて学び続けるために、県教育委員会においては、市町村と連携しながら、ウィズコロナも見据えて、参加者が学習方法を選択できるように様々な学び方を提供することが求められる。また、機器操作が苦手な人を対象に、ICTの操作方法を学ぶ講座等で、個々が獲得したい情報を得るための手段の選択肢を増やす機会を設定するなど、県民が学びに向かう姿勢を高めることができるような手立てを講じる必要がある。さらに、住民にフォーラムやシンポジウム等の情報がなかなか届かないという実態を踏まえ、社会教育に関する情報が広く届く工夫を図る必要がある。

【具体的な方策】

- 参加者が学習方法を選択できるような様々な学び方を提供する。

《学び方》

- ・ 直接参集する「対面型」
- ・ ^{※18} WEB会議システムによる「オンライン配信型」
- ・ ^{※19} 対面とオンライン配信を併用した「ハイブリッド型」
- ・ ^{※20} SNS等を活用した「オンデマンド配信型」
- ・ ^{※21} 情報を紙面で提供する「チラシ・通信型」

- 個々が獲得したい情報を得るための手段の選択肢を拡大する。

- ・ 機器操作が苦手な人向けに、機器操作やWEB会議システム、スマートフォン等の操作方法に係る講座を開設
- ・ 異世代交流の充実も踏まえ、高校生が高齢者に教える機会を設定

- 社会教育に関する情報が広く届く工夫を図る。

- ・ 新生涯学習総合情報提供システム「みやぎき学び応援ネット」の活用
- ・ SNSによる情報提供
- ・ チラシの配付

(2) 社会教育施設の活用促進

社会教育施設は、特定の利用者を想定して設置している場合を除き、すべての人に開かれた施設である。そのため、県民がさらに施設を十分に活用するための手立てを講ずる必要がある。

そこで、県教育委員会においては、県と市町村にある施設との連携を図りながら、県民から親しまれ、活用したいと思えるような取組みを一層充実させる必要がある。また、ホームページやSNS等で社会教育施設の様々な機能や魅力の情報提供をしたり、デジタル・ディバイドの解消を含めた情報機器等を学ぶ機会を設けたりするなど、幅広い世代が多様な目的で活用できるような手立てを講ずる必要がある。

【具体的な方策】

○ 幅広い年齢層に親しまれ活用されるような取組みを一層充実させる。

- ・ 施設間をつなぐスタンプラリーやビブリオバトル^{※22}といった、参加したくなるような事業やイベントのさらなる充実
- ・ 移動展示や街中にコーナーを設け、県内のどこに住んでいても、県民が身近に作品等に接する機会の提供（公民館や病院、高齢者施設での実施も考えられる。）
- ・ SNSを活用した作品の募集等
- ・ 施設のICT環境を整備し、県民が様々な機会ですぐ活用できる場の設定

○ ホームページやSNS等で社会教育施設の様々な機能や魅力を情報提供する。

《機能や魅力の例》

- ・ 幅広い年齢層を対象としたワークショップや講座
- ・ 施設のレファレンスサービス等
- ・ 施設の一部（スペース）の開放（活動場所として提供）
- ・ 学校での校外行事や行政、団体等の会議や研修等での活用

※18 「WEB会議システム」

パソコンやスマートフォンなどのデバイスとネット環境によって、場所や時間を問わずに顔を合わせてコミュニケーションがとれるツール。

※19 「オンライン配信」

インターネットを利用してライブで動画を配信すること。

※20 「SNS」

Social Network Service（ソーシャル ネットワーク サービス）の略称。人と人のつながりを支援するインターネット上のサービス。YouTube、（ユー チューブ）、Facebook（フェイスブック）、Instagram（インスタグラム）、Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）等。

※21 「オンデマンド配信」

あらかじめ編集していた動画を配信すること。

※22 「ビブリオバトル」

京都大学から広まった輪読会・読書会、または勉強会の形式で「知的書評合戦」とも言われている。

※23 「レファレンスサービス」

何らかの情報を求めている利用者に対し、その必要となる情報ないし情報源を効率よく入手できるように職員が援助するサービス。

(3) 読書県づくり

本県は、平成 30 年度に「宮崎県生涯読書活動推進計画」を策定し、10 年間における読書活動推進の方向性を示している。生涯を通じた読書活動が、家庭・学校・地域など県全体で推進されるよう、市町村や企業・団体等の多様な主体と連携・協働した取り組みが行われている。その中で、「読書県みやざきシンポジウム」の開催を通して、読書の魅力を発信したり、読書サポーター養成研修会によりボランティアの大幅な増加を図ったりすることができている。しかし、依然として地域の読書環境の不足や読書活動推進の周知不足等が見られる。

そこで、県教育委員会においては、市町村等とも協力しながら、県民の読書意識の向上に努めたり、読書県づくりに関する情報が広く届く工夫を図ったりするなど、広く県民に「読書県みやざき」の周知を図る必要がある。

【具体的な方策】

○ 県民が生涯にわたって読書に親しむ読書県づくりをめざす。

- ・ 企業や団体等との協働による県民参加型のシンポジウムの開催
- ・ 読書活動を推進する読書サポーターなどの人材育成
- ・ 子ども食堂や病院・企業など、身近な場所に、いつでも本を手に入れることのできる環境の整備

○ 読書県づくりに関する情報が広く届く工夫を図る。

- ・ 新生涯学習総合情報提供システム「みやざき学び応援ネット」の活用
- ・ SNSによる情報提供
- ・ チラシの配付

3 提言3「多様な価値観に気づき、行動する《啓発》」

(概要の再掲)

提言1・2を踏まえ、生涯学習の視点に立った社会教育を推進していくための基盤として、地域の担い手である幅広い世代の地域住民が主体的に生涯学習・社会教育へ参加、参画するための意識の高揚が必要である。

そのためには、地域住民が多様な価値観に気づき、自発的な行動につなげることができるとような生涯学習・社会教育の取組みの啓発が重要である。

特に、宮崎県家庭教育支援条例の周知を含めた「地域ぐるみの家庭教育支援」や「共生社会の構築」を進めていく必要がある。

(1) 地域ぐるみの家庭教育支援

近年、地域ぐるみの家庭教育支援を進める中で、学びの提供や居場所づくり、アウトリーチ型支援の拡充が図られた。また、令和2年度には、「みやざき家庭教育サポートプログラム」^{※24}を改訂し、教育的ニーズに対応した新プログラムの作成やオンラインへの対応が進められている。

しかし、コロナ禍の中、県内全域で家庭教育支援に係る研修の機会が減少していることや、保護者の子育てへの不安や地域のつながりの希薄化などの課題もみられる。

そこで、県教育委員会では、市町村と連携しながら、県民の家庭教育に関する理解促進及びニーズに対応した学びの機会や、保護者同士又は保護者と地域が結び付くような場の設定の充実に加え、保護者が安心して相談できるような環境の整備が求められる。

また、市町村には、地域学校協働活動の一環として家庭教育支援も進めていけるよう体制づくりを呼びかけていく必要がある。

【具体的な方策】

○ 県民の理解促進やニーズに対応した学びの機会を充実させる。

- ・ 様々な場面での「みやざき家庭教育サポートプログラム」のさらなる活用促進
- ・ WEB会議システムやSNSを活用した交流機会の設定
- ・ 各学校の家庭教育学級と社会教育関係団体やNPO法人との取組みの連携

○ 保護者同士又は保護者と地域が結び付くような場を設定する。

- ・ 学びや体験活動等を通し保護者同士が仲間づくりを図ることができるような「子育てサロン」の設置（社会教育施設の活用も視野に）
- ・ 親子で参加できるような体験型イベントの開催

○ 保護者が安心して相談できるような環境を整備する。

- ・ 子育て経験者や民生委員・児童委員、教員OB、保健師や社会福祉士等、地域人材や専門家によって形成した組織によるチーム型支援
- ・ 時間を気にせずアクセスできる、SNSや電話等を通じた子育て相談を企画

※24 「みやざき家庭教育サポートプログラム」

子育ての悩みや家庭を取り巻く社会問題等を参加者同士がワークショップや話し合いを通して、今まで気付かなかったことに気付いたり、大切なことを再認識したりすることができる参加体験型学習プログラム。

(2) 共生社会の構築

県教育委員会では、障がいのある人の生涯学習を支援するために、推進協議会を設置し、調査及び実践研究を行うとともに、普及啓発・情報提供に取り組んでいる。

近年、中央教育審議会生涯学習分科会においても「社会的包摂の実現」が議論されており、貧困の状況にある子ども、障がい者、高齢者、外国人など、様々な立場の方々の誰一人として取り残すことなく学習機会を提供することが求められている。

そのような中、本県の現状としては、多様な学習の求めに対して、その全てを保障できているとは言えず、提供する側は、様々な機会を保障することの必要性を理解しているものの、実現できていない状況がある。

そこで、「誰もが共に学び生きる社会」を構築していくために、県教育委員会においては、誰もが生涯にわたって学べる体制を整備したり、県民の理解促進と意識の醸成を図ったりするとともに、市町村には同様の取組みを推進するように積極的に呼びかけていく必要がある。

【具体的な方策】

○ 誰もが生涯にわたって学べる体制を整備する。

- ・ すべての人がふれ合いながら、一緒に考えて行動していく風土の形成
- ・ 誰もが気軽に関わることができる機会の提供及びスペースの確保
- ・ 「大きな文字で読む」「音で聞く」といった電子書籍の充実
- ・ 障がい者の目線に立った情報発信の強化
- ・ WEB会議システムを活用した交流の計画
- ・ 地域団体同士が連携し、学べる環境の整備
- ・ 公民館講座等で、障がい者が参加できる環境の整備
- ・ 多様な実施主体による学習プログラムの開発

○ 県民の理解促進と意識の醸成を図る。

- ・ 地域の居場所としての社会教育施設の積極的な活用
- ・ シンポジウムの開催
- ・ ホームページやSNS等による情報の提供
- ・ 相談体制の整備及び相談に対応できる人材の育成

IV 参考資料

Ⅰ 今期の社会教育委員会議審議経過

	回	期 日	審 議 内 容
令和元年度	1	令和元年 8月5日(月)	生涯学習・社会教育に関する思いやこれまでの取組みについて
	2	令和元年11月	令和元年度各市町村における社会教育・生涯学習に関する事業等調査結果について
	3	令和元年12月18日(水)	
	4	令和2年 2月 5日(水)	第3回社会教育委員会議を振り返って
令和2年度	1	令和2年 6月30日(火)	楽しもう! 広げよう! つなげよう! ライフステージに応じた学びを地域づくりへ～縦の接続と横の連携の充実を通して～
	2	令和2年11月 9日(月)	各世代と地域とのつながりについて ※ 「県民意識調査」「みやぎきの教育に関する調査」の調査結果をもとに
	3	令和2年12月12日(土)	社会教育におけるオンライン会議の活用について(第5回宮崎県生涯学習実践研究交流会による検証)
	4	令和3年 1月27日(水)	SDGs の視点から考える生涯学習の視点に立った社会教育の在り方について
令和3年度	1	令和3年 8月 4日(水)	宮崎県教育振興基本計画施策1「生涯学習の推進」について
	2	令和3年10月21日(木)	宮崎県教育振興基本計画施策2「地域と学校の連携・協働の推進」及び重点取組2「地域と学校の連携・協働による多様な活動の充実」について
	3	令和3年12月15日(水)	宮崎県教育振興基本計画施策3「読書県づくりの推進」について
	4	令和4年 2月 4日(金)	
令和4年度	1	令和4年 6月 2日(木)	宮崎県社会教育委員会議提言書について①
	2	令和4年 8月 3日(水)	宮崎県社会教育委員会議提言書について②
	3	令和4年11月 7日(月)	宮崎県社会教育委員会議提言書について③
	4	令和4年12月21日(水)	宮崎県社会教育委員会議提言書について④

2 宮崎県社会教育委員名簿

○ 令和元・2年度

(任期：令和元年7月27日～令和3年7月26日)

	区分	氏名	所属・役職	備考
1	学校教育 関係者	瀬戸山 由香里	小・中学校 校長 (串間市立北方小学校)	
2		多良 真知子	小・中学校 校長 (高原町立後川内小学校)	
3	社会 教育 関係者	井崎 高信	綾町教育委員会 社会教育課 社会教育指導員	議長
4		八十島 行範	元 山野原自治公民館長	
5		大石 哲也	ダスキン大淀(有) (株)大石プロパンガス 代表取締役	
6		鬼川 直也	北きりしま田舎物語推進協議会	
7		向 美希	宮崎市教育委員会 生涯学習課 主任主事	
8		吉里 光弘	宮崎県青島青少年自然の家 所長	
9		杉田 英治	特定非営利活動法人五ヶ瀬自然学校 理事長	
10		匠原 成和	日本放送協会宮崎放送局(NHK) 副局長	
11	家庭 教育 関係者	内田 俊樹	みやざき家庭教育サポートプログラム トレーナー	
12		藤崎 路子	コミュニティみず 代表	令和2年 6月25日まで
13		長友 宮子	(株)ナチュラルビー 代表取締役	令和2年 6月26日から
14		林田 玲子	延岡市PTA連絡協議会 事務局員	
15	学識 経験者	相戸 晴子	宮崎国際大学 教育学部 教授	令和2年 6月25日まで
16		山崎 有美	宮崎大学 地域資源創成学部 准教授	令和2年 6月26日から
17		長鶴 美佐子	宮崎県立看護大学 看護研究・研修センター長 兼 教授	副議長

○ 令和3・4年度

(任期：令和3年7月27日～令和5年7月26日)

	区分	氏名	所属・役職	備考
1	学校 教育 関係者	瀬戸山 由香里	小・中学校 校長 (都城市立安久小学校)	
2		多良 眞知子	小・中学校 校長 (高原町立高原小学校)	
3		中村 恵子	県立高等学校 教頭 (県立妻高等学校)	
4	社会 教育 関係者	井崎 高信	綾町教育委員会 社会教育課 社会教育指導員	議長
5		八十島 行範	元 山野原自治公民館長	
6		大石 哲也	元 西都市市民協働推進委員長	
7		鬼川 直也	みやざき食と人と農の研究所 代表 JAえびの市理事	
8		向 美希	宮崎市教育委員会 生涯学習課 主任主事	
9		吉里 光弘	宮崎県青島青少年自然の家 所長	
10		杉田 英治	特定非営利活動法人五ヶ瀬自然学校 理事長	
11		匠原 成和	元 日本放送協会宮崎放送局 (NHK) 副局長	
12		大山 晃代	宮崎県社会福祉協議会 地域ボランティア課 課長	
13		河野 日出男	元 宮崎県自治会 (区) 連合会 副会長	
14	家庭 教育 関係者	内田 俊樹	みやざき家庭教育サポートプログラム トレーナー	
15		長友 宮子	(株) ナチュラルビー 代表取締役	
16		林田 玲子	延岡市PTA連絡協議会 事務局員	
17	学識 経験者	山崎 有美	宮崎大学地域資源創成学部 准教授	
18		長鶴 美佐子	宮崎県立看護大学 特任教授	副議長

3 これまでの提言の推移

○ 平成 21・22 年度

「学校・家庭・地域が一体となった子どもたちの健やかな成長を促進する教育環境づくり～企業、各種団体等との連携・協働の視点から～」というテーマで、「目的の共有化と自らの意識の啓発」「行政組織間の連携」「コーディネーター等の人材育成の充実」「ニーズの明確化」「企業バンク等の整備・充実」「積極的な情報発信」「教育支援のためのネットワークの構築」を関連させながら、総合的に推進していくことを提言している。

○ 平成 23・24 年度

「多様な主体による横の連携」「地域教育のプラットフォームづくり」「人材の地育地活」^{※25}「親の学びと家族の絆づくり」について、現状と課題を洗い出し、課題に対応した方策を提言している。

○ 平成 25・26 年度

これまで本会議で提言してきた「地域教育のプラットフォームづくり」を柱として「青年教育」と「家庭教育」に視点を当て、「青年教育」では、「青年団体を結ぶネットワークづくり」や「コーディネーターの育成」等、「家庭教育」では、社会全体で子育てを支援する観点から「家庭教育サポートプログラム」の策定とその普及等、5つの視点から方策を提言している。

○ 平成 27・28 年度

「地域課題解決のための活力あるコミュニティの形成について～オールみやぎプラットフォーム事業構想～」というテーマで、「地域住民の自治意識の醸成と地域づくり」「社会教育関係団体・組織のネットワークづくり」「青少年の地域活動への積極的参加」を柱とし、それら3つを有機的に組み合わせ事業構築していくことを提言している。

○ 平成 29・30 年度

「人々の暮らしと地域の発展に貢献する宮崎の社会教育～地域課題を解決するプラットフォームの創造～」というテーマで、これからの社会教育の学びにおいて重要なことや、プラットフォームづくりにおける行政の役割について提言している。

※25 「プラットフォーム」

地域の様々な機関や団体等が集まり、情報や教育資源を共有し、地域づくりや人づくりなど、共通の課題を解決するために、連携・協働して取り組んでいく体制のこと。

4 参考文献

- 第3期教育振興基本計画【文部科学省：平成30年6月15日】
- 第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理
【中央教育審議会生涯学習分科会：令和2年9月】
多様な主体とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育
～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現
- 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（素案）
【中央教育審議会生涯学習分科会：令和4年6月】
- ニ訂 生涯学習概論ハンドブック
【国立教育政策研究所社会教育実践研究センター：平成30年3月】
- 宮崎県教育振興基本計画【宮崎県教育委員会：令和元年】
- みやぎきの地域と学校の連携・協働の推進【宮崎県教育委員会：令和2年11月】